



認定特定非営利活動法人
いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

ニュースレター 第26号



2020年5月18日発行

電話 & FAX 029-309-7690

電子メール network-i@ams.odn.ne.jp

ホームページ <http://network-i.jp/>

会員の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大により、ご家族・職場・地域などで様々な困難に直面しておられることと、推察いたしております。

ネットワークあいの事業も3月から、公共の施設が閉鎖されているため、オレンジサロンや講演会の実施を見送らざるをえない状況となっております。3月10日に予定していた「性的虐待加害者の無罪判決を考える」講演会は時期をみて開催したいと考えております。

事業報告

2019年10月～2020年3月までの事業について報告いたします。

- 10月5日 共同募金街頭募金運動に参加（水戸市）
- 10月29日 つくば市市民活動センター利用者懇談会参加（つくば市）
- 11月2～3日 県南生涯学習センター学びフェスタ（土浦市）
- 11月15日 令和元年度人権教育指導者中央研修会講師派遣
- 11月20日 第5回理事会及び運営委員会
- 11月25日 助成金贈呈式（コモンズ事務所）（株）ARCH様より
- 11月30日 児童虐待防止フォーラム（水戸市）
演題『ちいさいひと』に寄り添う一子ども虐待死事件の取材から』
講師 フリージャーナリスト 小宮 純一 氏
- 12月21日～22日 JaspCan 参加（神戸市）
- 12月23日 第6回理事会及び運営委員会
- 2020年
- 1月10日 助成金贈呈式（コモンズ事務所）花王ハートポケット倶楽部様より
- 1月15日 水戸市こみっとフェスティバル打合せ
- 1月24日 第7回理事会及び運営委員会
- 2月15日 水戸市こみっとフェスティバル（内原イオン）
- 2月20日 子育て支援フォーラム（水戸市）
- 2月28日 水戸市保護児童対策地域協議会実務者会議
- 2月28日 第8回理事会及び運営委員会
- 3月10日 「性的虐待加害者の無罪判決を考える」講演会
*新型コロナウイルス感染拡大防止対策で会場が使用不可となったため延期

【ネットワークあい】からのお知らせ

◆2020年度 第13回定期総会の中止について…

毎年、5月に定期総会を開催し、正会員の皆様に活動方針をご審議頂き、1年間の活動をスタートさせることになっております。しかし、皆様ご周知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大が止まる様子がなく、県・市町村からの行動規制の要請もあり、また公共の建物が閉鎖されている現状と国の対策が実施されるのが5月からであることを考慮すると、5月中に総会を実施することは不可能と判断し、例年通りの総会を中止することとなりました。

定期総会の代替として、審議資料送付と書面による議決で総会の決議とさせていただきます。お手数ではございますが、審議資料をご高覧の上、認否ご意見等をご記入の上、ご返送下さるようお願い申し上げます。

なお、会費の納入についても合わせてお願い申し上げます。

◆講演会の延期について…

3月10日に予定していた坂本博之理事長（弁護士）による「性的虐待加害者の無罪判決を考える」講演会は会場ができる環境が整うまで延期とさせていただきます。

無罪判決の一つ、名古屋地裁岡崎支部の判決が出でから1年がたちました。この間フラワーデモが全国で展開されたり、被害者による控訴で高裁が逆転有罪の判決を出し、それに対して父が最高裁に上告するなど、様々な動きがあります。

私達は戦後75年になる現在、刑法の中で親子関係がどのように扱われているのか、関心を持つべきだと思います。

講演会開催が可能となりましたら、また皆様にお知らせいたしますので、是非ご来場下さい。

◆《オレンジライン》…実施しております

子ども期の被虐待体験に悩む方の交流の場であるオレンジサロンは会場が閉鎖されているために、休止していますが、電話相談であるオレンジラインは、ボランティアスタッフの協力で行っています。サロンを休止せざるを得ないため、できるだけオレンジラインを利用して、ストレスをため過ぎない様に利用していただいています。と言っても子どもが家にいる状況ではTELは掛けづらいようです。

「茨城県子どもを虐待から守る条例」について

弁護士 坂本博之

茨城県は、平成30年11月14日の県議会本会議で、全会一致で、「茨城県子どもを虐待から守る条例」を可決しました。この条例は、同年11月19日に公布され、平成31年4月1日から施行されました。

条例第3条には、基本理念が述べられており、「虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、虐待を決して行ってはならず、また、許してはならない。」(1項)、「虐待防止に当たっては、子どもの生命を守ることを最も優先するとともに、子どもの利益を最大限に考慮しなければならない。」(2項)、「虐待防止に関する施策及び取組は、県、保護者、県民、市町村及び関係機関等が、それぞれの果たすべき役割に応じて、相互に協力しながら一体的に行われなければならない。」(3項)、「虐待防止に関する施策及び取組は、保護者を孤立させない社会づくりを推進することが、虐待防止に重要であるとの認識の下に行われなければならない。」(4項)と規定されています。これまで、児童虐待に対する取り組みの基本とされてきた事項です。

また、この条例には、県民の通告義務(6条1項)、市町村や関係機関と県の連携(7条、8条)、県知事は児童虐待に関する基本計画を定める(10条)、通告があった場合の児童相談所の対応(14条、15条)という規定があります。例えば、「児童相談所長は、通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第8条第2項に規定する安全の確認を行うための措置」を講じなければならない(14条2項)と規定されています。しかし、「速やかに」という文言は、抽象的であり、具体性に欠けるとも考えられます。

条例17条2項、3項には、転出、転入の場合の、県や市町村と他の市町村(県外の市町村を含む)との間の情報の共有を求める規定があります。

これは、かつての取手事件や近時の痛ましい死亡事件等の事例を踏まえた規定ではないかと思えます。

条例 21 条には、「県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設その他の児童福祉施設の確保及びこれらの施設における家庭的な養育環境の整備並びに里親制度の普及啓発、里親の養成等の推進に努めるものとする。」と規定され、24 条には、「県は、虐待防止に関する施策の推進を図るため、児童福祉司等の専門的知識を有する職員の国の定める基準を超える人数の配置をはじめ、児童相談所の体制の強化に努めるものとする。」と規定されています。私たちが予てより提言していましたが、例えば、児相の六甲分室や日立分室を児相に格上げすることや、県内に複数の一時保護所を設置すべきことも、この条例の規定も踏まえて、速やかに検討されるべきではないかと思えます。

それから、条例 25 条は、「県は、虐待防止に関する施策又は取組を担う人材の専門性の向上を図るため、研修の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定し、26 条 2 項は、「県は、地域における虐待防止に関する活動の促進を図るため、市町村及び関係機関等と連携し、地域で虐待防止に関する活動を行う団体等の育成、確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。従って、この条例は、私たちのような民間団体を育成するための措置や、民間団体と協同した児童虐待防止に向けての措置を検討することを要請しているものといえるのではないかと思えます。

さらに、条例 29 条は、「県は、虐待防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。」という規定をしています。毎年、県は、財政的な裏付けを以て、児童虐待防止に向けた背策を講ずる必要があるということですが。

県も、私たち県民も、「条例ができたからこれで一丁上がり」ではなく、この条例に従って、児童虐待防止に向けてたゆまぬ努力を重ねること、この条例をより良い内容にしていくことが必要だと思えます。

こみっとフェスティバル 2020 へ参加して

河野 歌子

去る2月15日(土)、内原イオンにて、今年は特に水戸市市政施行130周年記念事業の一環として、開催されました。

このフェスティバルの目的は、水戸市内のNPOやボランティア団体などの市民団体が福祉や環境、国際交流、まちづくりなどの様々な分野で活発に活動している様子や、各団体間のネットワークづくりを一般の方々に知っていただき、身近に感じていただくことです。

あいも、例年の如く、物販コーナーに出ました。

いつもなら、2Fイベントホールですが、今年は1Fメインコートで、開店前から準備し、10時お客様が入られるところから“おじぎ”をして出迎えました。

改めて、様々な分野でのボランティア活動がなされていることを知りました。あいのコーナーと向かい合わせに、日本のきもの文化を大切にする会の方々が、着なくなった和服、帯を再利用して、創意工夫された小物などが並んでいるのには目をみはりました。

また2Fでは、海外でボランティアを現地の方々がされて小物を販売していたり、ミュージックベルといって、素敵な音色のベルで合奏され、老人ホームなどの施設をまわっていたりなど。

午前10時から午後4時までの間に“あい”も寄せられた小物類・洋服・雑貨等を善意ある方々に購入していただきました。心より感謝申し上げます。

ボランティアを募集しております！

★託児スタッフ

★事務作業

★ファシリテーター etc...

“NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい”の
事業運営に、少しでも何か..

ご協力を..いただける方がいらっしゃいましたら、
ぜひ、ご連絡ください。

☎29-309-7690

***** 会員の皆様へのお願い *****

いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいは、認定 NPO 法人の更新手続きを済ませ、平成 28 年 5 月 11 日から 5 年間、認定 NPO 法人としての活動を認められています。

NPO 法人が、比較的形式的に「公益性ある団体であるか」を判定して認証されているのに対し、認定 NPO 法人はより高い税制優遇を適用するために「より客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人であるということです。

個人が認定 NPO 法人へ寄付をした場合「寄付金控除」制度が適用され、確定申告をすることで、税金の還付を受けることができます。

認定 NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの活動は、当団体の活動にご賛同いただける方々からの温かいご寄付により、活動を行っておりますので、ご寄付を頂ける方は、ぜひ税制優遇制度をご活用ください。

**2019 年度には下記の方々からご寄付いただきました。
大変ありがとうございました。大切にさせていただきます。**

2019 年度 寄付者一覧(敬称略)		
河野 淳一	関根 秀隆	林 君夫
小林 幸弘	中井 聖	益子 康雄
坂井 寿栄子	中川 信三	間野 聡子
坂本 博之	仲根 秀千代	谷中 佳代子
桜井 博司	仲根 泰子	横須賀 聡子
佐藤 徹	根本 和子	横山 明美
鈴木 博人	* 順位不同	

◇会費納入について◇

会員の皆様には、日頃から NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの活動にご理解を頂きまして、ありがとうございます。

あいは、会員の皆様の会費と活動に賛同して下さる皆様からの温かい寄付によって活動しております。あいの活動を継続していくために、本年度(2020 年度)会費を納入いただけますようお願いいたします。

【 払込取扱票 】

口座番号 **00130-3-600272**

口座名 **いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい**